

平成 27 年東京都公衆浴場入浴料金統制額について（案）

本協議会は、知事から検討を依頼された平成 27 年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、入浴料金統制額の試算結果に加え、社会経済の状況と今後の動向、公衆浴場利用者の負担と公衆浴場を取り巻く経営環境など、総合的な見地から慎重な審議を行った。

1 入浴料金統制額の試算結果

入浴料金統制額の試算は、都内の標準的な公衆浴場を選定して会計調査を実施し、その経営状況を把握したうえ、従前から採用している公益事業の料金算定方式である総括原価方式に従って算定した。その結果、別紙の公衆浴場入浴料金原価計算表のとおり、推定所要引上げ率は 6.041%と算定され、大人料金で現行の 460 円を 28 円引き上げることが必要であるとの試算結果となった。

2 検討内容

- (1) 現在の入浴料金統制額は、消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）の率が 5%から 8%に引き上げられたことを踏まえ、消費税負担相当額を入浴料金統制額に転嫁することとし、大人料金を 10 円値上げし、平成 26 年 7 月 1 日から実施したところである。なお、消費税率は、平成 29 年 4 月 1 日以降、8%から 10%に引き上げられることが予定されている。
- (2) 公衆浴場で費用負担の大きいガス料金等の燃料費は、円安等による燃料価格の上昇により、平成 26 年には増加し経営を圧迫したが、昨年夏以降の原油価格の下落等に伴い、今後は昨年にくらべて減額になるものと推察される。
- (3) 公衆浴場を取り巻く経営環境をみると、都民のほとんどは自宅で入浴できる状況にある中、飲食施設等を併設したスーパー銭湯や温浴施設を備えたスポーツジムなどの競合施設が次々と生まれている。こうした状況のもとで、いかに入浴施設として公衆浴場を選んでもらい、多くの利用者に足を運んでもらうかが、公衆浴場の持続的発展にとって極めて重要である。

3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論

本協議会は、上記 1 及び 2 を踏まえ、入浴料金統制額を改定すべきかどうかを総合的に検討した結果、①公衆浴場を取り巻く経営環境は厳しさを増しているが、新規顧客の開拓など利用者拡大により、入浴料金収入等の

収益増を図る公衆浴場業界の努力がより一層求められていること、②物価上昇等により都民の家計負担が増えていること、などを考慮して、統制料金を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

4 協議会意見

公衆浴場業界は、公衆浴場が地域において果たしている役割及び有用性を十分認識し、公衆浴場業の将来的発展に向けて、次のことについて取り組むよう、本協議会として意見を表明する。

- (1) 平成 26 年公衆浴場入浴料金統制額に係る本協議会報告で指摘した浴場施設内の禁煙化の早期達成及び無料で使えるボディーソープやシャンプー等の浴室への常備については、公衆浴場業界の積極的な取組が行われた結果、状況は大きく改善した。引き続き、実施率向上に取り組むとともに、利用者ニーズや利便性に配慮したサービスの提供に努めること。
- (2) 昨年の訪日外国人は、過去最高の 1,341 万人に達した。また、5 年後に迫ったオリンピック・パラリンピック東京開催は、外国人観光客に日本の伝統文化である「銭湯」を知ってもらう絶好の機会でもある。公衆浴場組合は、外国人や若者など新規利用者を掘り起こす取組の一つとして、平成 27 年 4 月からホームページをリニューアルし多言語化するとともに、都民から広く「銭湯サポーター」を募集して、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）を活用した情報発信を開始したが、この点は高く評価できる。我が国独自の入浴文化や銭湯ならではの魅力を国内外に伝えるこうした取組を、より一層積極的に進めること。
- (3) 都内の公衆浴場の中には、地域の特性や立地条件を生かした独自の経営努力により利用者を増やし収益増を図っている浴場もある。具体例を挙げると、ミニデイサービスの実施など営業開始前の空き時間等を活用している浴場、近隣のビジネスホテルと連携しホテルの宿泊客を受け入れている浴場、さらにはジョギングやマラソンランナーのニーズを捉えたサービス提供を行っている浴場などである。しかし、こうした取組はまだ一部の浴場に限られていることから、公衆浴場業界での情報共有を図り、創意工夫を凝らした経営努力を行い、利用者拡大を図ること。
- (4) 公衆浴場が地域に根ざした拠点施設としてその役割を果たしていくため、区市と連携した健康増進事業やコミュニティの再生、利用者の安全を確保する耐震化の促進、エネルギー利用の高効率化・最適化による二酸化炭素排出削減などについて、積極的に取り組むこと。